

健康保険組合報第1031号

令和8年10月1日

被保険者各位

京成電鉄健康保険組合

インフルエンザ予防接種費用の補助について

当健康保険組合では疾病予防対策の一環として、インフルエンザ予防接種実施者に対し、下記のとおり費用を補助しますのでお知らせいたします。

記

1. 対象者 **被保険者のみ** (令和9年1月末日までの接種者)
2. 医療機関 被保険者の都合のよい医療機関で接種してください。
3. 補助金額 実費（ただし、限度額3,000円）
4. 請求及び
支払方法 ①接種者と金額とインフルエンザ予防接種であることがわかる領収書を
医療機関から受領し、事業所の担当者に領収書原本を提出してください。
（領収書は、各事業所が定める期日までに提出してください。
なお、2月1日以降の接種分は受付けておりません。）
②補助金は事業所を通して後日支払います。

以上